

仕様書（飲料用自動販売機）

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 設置場所

別紙図面のとおり。

(2) 大きさ

・自動販売機A, B : W1190×D750

※土台、土台の足、転倒防止板、電源接続部、放熱スペース及び回収ボックスは、通行の妨げにならないように設置すること。

(3) 色・デザイン

建物の外観と調和を考慮し、「修正マンセル表色系5Y7.5/1.5」またはそれに相当する「(社)日本塗料工業会2009年E版塗料用標準色E25-75C」を採用すること。

(4) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素等を採用した機種とすること。

(5) 販売品目

・ペットボトル・缶飲料

→お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料を販売することとし、酒類の販売は行わないこと。

(6) 販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機に回収ボックスを併設し、設置者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止に努めること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時などの連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は、即時対応すること。

3 電気料等

設置者において、各自販機ごとに電気等の使用量を計測する専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が発行する納入通知書により納入する。

4 売上手数料

徴収しない。

5 売上状況の報告

賃貸借契約に係る売上状況（月別の販売数及び売上金額）について、毎年4月から9月までの分を10月末日までに、10月から3月までの分を4月末日までに報告すること。

6 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては、小樽市の指示に従うものとする。

7 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して小樽市の確認を受けなければならない。

8 自動販売機設置に伴う事故

小樽市の責めに帰する事由による場合を除き、設置者がその責めを負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 小樽市の責めに帰することが明らかな場合を除き、小樽市はその責めを負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。